

議案第 88 号

多可町空家等対策の推進に関する条例の制定について

多可町空家等対策の推進に関する条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 1 号の規定により、議決を求める。

平成 27 年 12 月 3 日提出

多可町長 戸 田 善 規

## 多可町空家等対策の推進に関する条例

平成 年 月 日

条例 第 号

多可町は四季折々の美しさを持つ自然豊かな地域であり、私たち住民はその風土と調和した住まいの中で心豊かに暮らしてきました。しかし、昨今の社会状況を鑑みると、高齢化、少子化、過疎化が進む中で、住む人もなく、管理されない住宅が年々増加し、住民の生活環境に悪影響を及ぼす事例が出てきています。

空家等の管理についての第一義的責任は所有者等にあることはいうまでもありませんが、適正な管理が行われていない空家が社会問題化しているのが現状です。

こうした状況を踏まえて、地域住民の生活環境の保全を図り、あわせて空家等の活用を促進することを目的に、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)が制定され、住民の生命、身体又は財産を保護するために、法の許す範囲で個人の財産に対し一定の措置を講じることができるようになりました。

多可町は、自然と地域産業を活かし、全ての住民が一体となって、地域の方で空家等対策に取り組み、活力のあるまちをつくるため、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、本町における空家等に関する対策を総合的かつ計画的に実施するため、空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号。以下「法」という。)に定めるもののほか、空家等に関する対策についての基本理念並びに町、自治会、住民等、空家等の所有者等及び事業者の責務その他必要な事項を定めることにより、住民の生活環境の保全を図るとともに、空家等の活用を促進し、もって地域力の維持向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 法第2条第1項に規定する建築物又はこれに附属する工作物であつて居住その他の使用がなされていないことが常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着する物を含む。）をいう。ただし、国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものを除く。
- (2) 特定空家等 法第2条第2項に規定するそのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態その他周辺的生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあると認められる空家等をいう。
- (3) 所有者等 法第3条に規定する空家等の所有者又は管理者をいう。
- (4) 自治会 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体その他これに類する団体をいう。
- (5) 住民等 町内に居住し、若しくは滞在し、又は町内に通勤し、若しくは通学する者をいう。
- (6) 事業者 本町の区域内において不動産業、建設業及び建築業その他の空家等の活用等と関連する事業を営む者をいう。

#### （基本理念）

第3条 空家等に関する対策は、法第3条に定める空家等の所有者等の責務を第一義に置きながら、町、自治会、住民等、所有者等及び事業者が、適切な管理が行われていない空家等が、防災、衛生、景観等の地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼすものであることを認識し、それぞれの役割を理解し、連携かつ協働して取り組むよう努めるものとする。

（当事者間における解決の原則）  
第4条 特定空家等に関し生ずる紛争は、当該紛争の当事者間において解決を図るものとする。

（空家等の所有者等の責務）  
第5条 空家等の所有者等は、基本理念にのっとり、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう、自らの責任において空家等を適切に管理しなければならない。

2 所有者等は、自ら利用する見込みがない空家等を有効に活用するよう努めるものとする。

(町の責務)

第6条 町は、基本理念にのっとり、空家等の適切な管理及び活用促進がなされるよう、必要な施策を実施するものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、空家等の活用推進のために町が実施する施策に協力し、空家等の流通の促進に努めるものとする。

(住民等の責務)

第8条 住民等は、基本理念にのっとり、管理不全な状態にある空家等があると認めるときは、自治会を通じて、町長に対しその空家等に係る情報を提供するとともに、地域の良好な住環境の維持又は保全に努めるものとする。

(自治会の責務)

第9条 自治会は、基本理念にのっとり、空家等が管理不全な状態になることを未然に防ぐため、地域内の建築物の所有者等に適正な管理を促し、地域の良好な住環境の維持又は保全に努めるとともに、空家等に対する町の施策に協力するよう努めるものとする。

(審議会の設置等)

第10条 町長の諮問に応じ、空家等対策の推進をはかるため、多可町空家等対策審議会（以下「審議会」という。）を置く。

2 審議会は、委員10人以内をもって組織する。

3 委員は学識経験者その他町長が必要と認めるもののうちから、町長が委嘱する。

4 審議会には必要に応じ、専門的知識を有する助言者を置くことができる。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 審議会に会長を置き、委員の互選によって定める。

7 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。

8 会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第11条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 この条例で定めるもののほか、審議会の運営に関して必要な事項は、審議会が定める。

(助言、指導等に係る手続)

第12条 町長は、法第14条第1項から第3項まで又は第9項から第10項までの規定により必要な措置を行うときは、審議会の意見を聞くことができる。

(支援)

第13条 町長は、特定空家等(そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのある状態又は著しく衛生上有害となるおそれのある状態にない特定空家等を除く。)について、自治会が所有者等の同意を得て建築物等の撤去を行い、跡地の有効活用又は適正管理をはかるときは、その自治会に対し支援を行うことができる。

(緊急安全措置)

第14条 町長は、適切な管理が行われていない空家等に倒壊、崩壊、崩落その他著しい危険が切迫し、人の生命又は身体に対する危害又は財産に対する甚大な損害を及ぼすおそれがあると認めるときは、これを避けるために必要最小限の措置を自ら行い、又はその命じた者若しくは委任した者に行わせることができる。

2 町長は、前項の措置を講ずるときは、当該空家等の所在地及び当該措置の内容を当該空家等の所有者等に通知(所有者等又はその連絡先を確知することができない場合にあっては、公告)をしなければならない。ただし、緊急かつやむを得ないと認められるときは、この限りでない。

3 町長は、前項の規定による緊急安全措置を講じたときは、当該応急措置に要した費用を当該空家等の所有者等から徴収することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。